

公益財団法人寝屋川市保健福祉公社 定款

改正 平成 25 年 4 月 1 日定款第 1 号

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、公益財団法人寝屋川市保健福祉公社（以下「この法人」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を大阪府寝屋川市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、寝屋川市民（以下「市民」という。）が生きがいをもってより快適で充実した生活を送ることができるよう支援するため、保健福祉や健康増進に関する情報の提供や人材を育成し、市民の参加と協力を得て、高齢者、障がい者及び保健福祉サービスを必要とする市民等に対する各種保健福祉サービスを提供することにより、地域社会の健全な発展と寝屋川市の保健福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

生きがいづくりのための保健福祉や健康増進に関する情報提供、普及啓発
福祉・医療の人材育成及び知識の向上

快適な在宅生活を送るための支援

ア 市民協力員による支援

イ 専門職員による支援

(ア) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）及び健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）等の規定による訪問看護事業

(イ) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の規定による訪問看護事業及び介護予防訪問看護事業

- (ウ) 介護保険法の規定による居宅介護支援事業
 - (エ) 寝屋川市等からの要介護認定及び要支援認定訪問調査事業の受託
 - (オ) 地域包括支援センターからの介護予防サービス計画の原案作成事業の受託
 - (カ) 介護保険法の規定による訪問介護事業及び介護予防訪問介護事業
 - (キ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定による障がい福祉サービス事業（居宅介護・重度訪問介護）
- 生きがいつくりに関する支援

前各号に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、大阪府域において行う。

（平25定款1・一部改正）

第3章 資産及び会計

（基本財産及びその他の財産）

第5条 基本財産は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）に規定するこの法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして定めた財産とする。

2 前項の基本財産は、別表に掲げるとおりとする。

3 基本財産の管理及び運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議により定める。

4 やむを得ない事由により基本財産の一部を処分又は担保に供する場合には、理事会において、議決に加わることのできる理事の3分の2以上の決議を経て、評議員会において、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の決議を得なければならない。

5 基本財産以外の財産をその他の財産とする。

（事業年度）

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを

記載した書類（以下「事業計画書等」という。）については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 事業計画書等については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の各号に掲げる書類を作成し、監事の監査を経て、理事会の承認を受けなければならない。

事業報告

事業報告の附属明細書

貸借対照表

損益計算書（正味財産増減計算書）

貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の各号に掲げる書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

監査報告

理事及び監事並びに評議員の名簿

理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の

書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(定数)

第10条 この法人に評議員3名以上7名以内を置く。

(選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、法人法第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任するときは、次の各号に掲げる要件をいずれも満たさなければならない。

各評議員について、次のアからカまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア 当該評議員及びその配偶者又は三親等内の親族

イ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ウ 当該評議員の使用人

エ イ又はウに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

オ ウ又はエに掲げる者の配偶者

カ イからエまでに掲げる者の三親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

他の同一の団体(公益社団法人又は公益財団法人を除く。)の次のアからエまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア 理事

イ 使用人

ウ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

エ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者

- (ア) 国の機関
- (イ) 地方公共団体
- (ウ) 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人
- (エ) 国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
- (オ) 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- (カ) 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法(平成11年法律第95号)第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

(欠格事由)

第11条の2 次に掲げる者は、この法人の評議員となることができない。

法人法第173条第1項において準用する同法第65条第1項各号に掲げられた者

法人法第173条第1項において準用する同法第65条第1項第3号に該当する罪刑又は第4号に該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号。以下「認定法」という。)第6条第1号に該当する者

認定法第6条第1号ロに該当する罪刑又は八に該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者

(平25定款1・追加)

(地位の喪失)

第11条の3 この法人の評議員は、前条各号のいずれかに該当するに至ったときは、自動的にこの法人の評議員としての地位を喪失する。

(平25定款1・追加)

(任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のも

のに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第 10 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第 13 条 評議員に対して、各年度の総額が 200,000 円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第 5 章 評議員会

(構成)

第 14 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 15 条 評議員会は、次の事項について決議する。

理事及び監事の選任又は解任

理事及び監事の報酬等の額

評議員に対する報酬等の支給の基準

貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

定款の変更

残余財産の処分

基本財産の処分又は除外の承認

その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 16 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 か月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

(招集)

第 17 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示し

て、評議員会の招集を請求することができる。

(招集手続)

第 18 条 理事長は、評議員会の開催日の 7 日前までに、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく評議員会を開催することができる。

(会長)

第 19 条 評議員会に会長を置くことができる。

2 会長は、評議員会において、評議員の互選により選出する。

(議長)

第 20 条 評議員会の議長は、会長があたる。

2 評議員会に会長を置かなかつたとき、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、出席した評議員の互選により評議員会の議長を定める。

(決議)

第 21 条 評議員会の決議は、法令及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる決議については、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

監事の解任

評議員に対する報酬等の支給の基準

定款の変更

基本財産の処分又は除外の承認

その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 23 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 22 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

第 6 章 役員

(役員を設置)

第 23 条 この法人に、次の役員を置く。

理事 3 名以上 12 名以内

監事 2 名以内

2 理事のうち 1 名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、1 名を常務理事とすることができる。

4 第 2 項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、前項の常務理事をもって法人法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第 24 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選出する。

3 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。

4 他の同一の団体(公益社団法人及び公益財団法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第 25 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び常務理事は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 26 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 27 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、退任した理事又は監事の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 23 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 28 条 理事又は監事が次の各号の一に該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(役員欠格事由)

第 28 条の 2 次に掲げる者は、この法人の理事又は監事となることができない。

法人法第 177 条において準用する同法第 65 条第 1 項各号に掲げられた者

法人法第 177 条において準用する同法第 65 条第 1 項第 3 号に該当する罪刑

又は第 4 号に該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者

認定法第 6 条第 1 号に該当する者

認定法第 6 条第 1 号ロに該当する罪刑又は八に該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者

(平 25 定款 1・追加)

(役員地位の喪失)

第 28 条の 3 この法人の理事又は監事は、前条各号のいずれかに該当するに至ったときは、自動的にこの法人の理事又は監事としての地位を喪失する。

(平 25 定款 1・追加)

(役員の報酬)

第 29 条 理事又は監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

第 7 章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 31 条 理事会は、次の職務を行う。

評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定

前号に掲げるもののほか、この法人の業務執行の決定

理事の職務の執行の監督

理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第 32 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(招集手続)

第 33 条 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の 7 日前までに通知しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長があたる。

2 理事長が欠けたとき、又は理事長に事故があるときは、出席した理事の互選により理事会の議長を定める。

(決議)

第 35 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第 197 条において準用する同法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 36 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第 8 章 定款の変更及び解散等

(定款の変更等)

第 37 条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の決議を経て変更することができる。ただし、第 3 条に規定する目的、第 4 条に規定する事業、第 11 条第 1 項に規定する評議員の選任及び解任の方法並びに第 39 条に規定する公益目的取得財産残額の贈与については、変更することができない。

2 前項の規定にかかわらず、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 4 分の 3 以上の決議を経て、第 3 条に規定する目的及び第 4 条に規定する事業並びに第 11 条第 1 項に規定する評議員の選任及び解任の方法について、変更することができる。

(解散)

第 38 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 39 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 か月以内に、寝屋川市若しくは認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人に贈与するものとする。

(平 25 定款 1・一部改正)

(残余財産の帰属)

第 40 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 41 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 10 章 事務局

(設置等)

第 42 条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号。以下「整備法」という。）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は高島誠とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

井辺康夫

奥殿眞一

早川貫治

福田市朗

吉川伸

附 則

この定款は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 5 条関係）

財産種別	場所・物量等
現金預金、投資有価証券	200,000,000 円